

議 事 確 認 書

東京・大阪HIV訴訟原告団と厚生労働省は、令和6年3月31日付け厚生労働大臣に対する統一要求書につき、厚生労働大臣出席の下での定期協議を、令和6年6月25日13時28分から14時29分まで開催し、以下の点を確認した。

当日の協議において厚生労働大臣は、冒頭、これまでに亡くなった被害者に対する哀悼の意を示すとともに、療養中の被害者に対してお見舞いの言葉を述べた。

そして、被害者が原疾患である血友病、重複感染したC型肝炎や様々な合併症に加えて、高齢化のため厳しい療養生活を送られるなど、医療のみならず、福祉、生活面でも様々な困難を抱えていることを認識しており、被害者・遺族の話をよく伺い、それぞれの療養生活の状況に即して、救済措置や遺族相談事業に活かしていくことを表明した。

さらに、1名の遺族被害者及び1名の患者被害者から被害の実態や苦しい生活状況についての訴えがあった。遺族の発言を受け、厚生労働大臣からは、長年にわたる看病をされ、その看病をともに行ったごきょうだいも亡くされたことを伺い、心からお悔やみを申し上げ、現在、多くの患者被害者の高齢化が進む中で、できる限りの救済支援をしたいこと、遺族相談事業の重要性を改めて認識し、厚生労働省として協力していきたいと述べた。

また、患者被害者の発言を受け、厚生労働大臣からは、風邪や新型コロナウイルスへの感染など体調に一層の配慮が必要であったことや、医療機関間での連携といった治療に関わる課題を理解したと述べた上で、令和7年4月から国立国際医療研究センターと国立感染症研究所が一体化し、新たに国立健康危機管理研究機構が発足するが、エイズ治療・研究開発センター（以下「ACC」という。）は引き続きその役割を担い続けること、また、従来のやってきたことを惰性で行うのではなく、その都度、患者の疾患状態に対応できるようにきめ細かく寄り添って対応ができるよう、引き続き強く指導したいと述べた。患者被害者及び遺族被害者からの訴えの内容については、議事録の抄録を添付する。

1 被害者の通院に係る交通費補助の検討について

被害者それぞれに様々な条件が異なるため、原告団とHIV長期療養体制の構築に関する会議ワーキンググループの場を通じて意見交換をし、既存の支援体制の枠組みをできる限り効果的に活用しながら、どのように具体的に対応ができるのか、スピード感を持って対応策を検討していく。

2 エイズ予防指針の改正、エイズ対策推進室の省令室化について

国連合同エイズ計画が定める国際目標を踏まえ、我が国のエイズ予防指針においても2030年までのHIV感染症の流行終息に向けた目標を掲げたいと考えており、第7回エイズ・性感染症に関する小委員会においても、概ねその方向性は了解されている。

また、目標の達成に向けて、国内のエイズ施策に対する適切な評価を行い施策へ反映していくため、施策に係るモニタリングを着実に行之、評価体制を確保することを検討していく。

また、エイズ対策推進室の省令室化について、昨年も省として組織要求を行ったが認められなかったため、原告団の要望を踏まえ、引き続き、省令室化が実現するよう努力をしていく。

3 薬害研究資料館について

薬被連加盟団体を中心に一般社団法人薬害研究資料館が設立されたことを踏まえ、令和6年度予算において創設した薬害資料管理等法人活動支援事業を通じ、薬害被害者団体の様々な意見も十分に踏まえながら、新法人と密接に連携して、薬害研究資料館が被害者の意向に沿ったものになるよう取り組んでいく。また、法人の継続的かつ安定的な運営に向けて、来年度以降の予算の確保にも全力を尽くしていく。さらに、薬害資料の整理、保管方法に関する厚生労働科学研究の研究成果も、薬害研究資料館の取組に還元し、活用していく。

4 国立健康危機管理研究機構の発足に伴うACCの位置付けについて

国立健康危機管理研究機構については、令和7年4月1日の創設に向け、政省令の整備や中期目標の策定に係る作業を進めているが、ACCが設立された本来の目的、意義を踏まえ、独立性を担保しながら、本来の役割を必ず果たすことができるよう対応していく。

令和6年 月 日

厚生労働省医薬局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康・生活衛生局長

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長

厚生労働省大臣官房危機管理・医務技術総括審議官

東京HIV訴訟原告団代表

東京HIV訴訟弁護団代表

大阪HIV訴訟原告団代表

大阪HIV訴訟弁護団代表